



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

PARTISAN

Vol.56

2020 年夏号

会長挨拶

宮本 好彦（三恵苑在宅介護支援センター）

今年度の会長職に就きました。関係各所の方々には本会活動へのご支援ご指導の程、引き続きよろしくお願い申し上げます。令和2年目の始まりは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため総会中止、役員選出は書面評決でしたが無事に33名の役員が揃い例年通り始動いたしております。



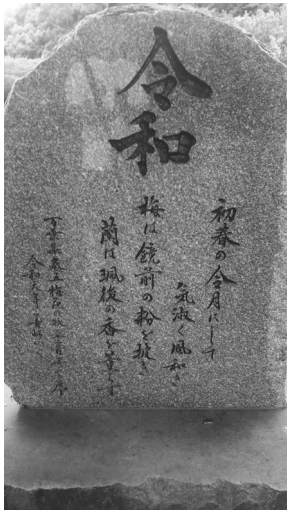
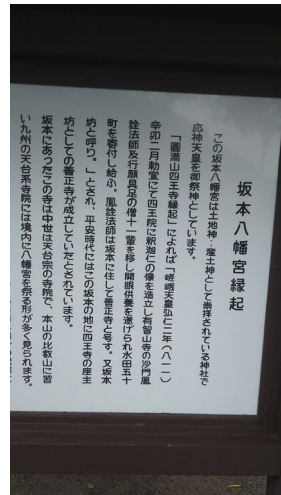
さて本会の肝といえる会員が集い研鑽する各研修会は、開催できる目途が立たないため今年度は会費を徴収せず活動を継続するという前例のない形で動き出しています。先日第一回の役員会をインターネットによるZOOMを使用した会議で行いまして、例年の全体研修会は、3回のリモート研修（8月及び9月＋介護報酬改定関連）とし、会員の皆さんが視聴できるよう準備に入りました。この機会に研修開催告知や情報提供はメールやホームページによるものを主としたいですし、次年度以降の活動がより好機に機動的に展開でき

るよう現在の禍を福に転じたく、皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

私事、先日帰郷してまいりまして新元号「令和」の典拠となった詩が詠まれたという場所を訪れてきました。現在その地は土地神様として坂本八幡宮が鎮座されており「宴守」うたげまもり



というお守り札が頒布してありました。既述の詩が詠まれた「梅花の宴」にあやかっただけのこと。宴とは人が集まり楽しむこと、楽しければ笑顔が生まれ心晴れやかになり幸せな気分になる、というもので迷わず授かってきました。研修会、担当者会議、連携・本当はリモートなんて好きではない私です。いつときも早く宴が再開できることを祈念しつつ、この難局を乗り切りたいと思いますし、早くみなさんと顔つき合わせ切磋琢磨したいと願うばかりです。



さいたま市介護支援専門員協会

令和2年度「通常総会 書面承認」について

令和2年5月16日予定しておりました「通常総会」は、新型コロナウイルスにおける国の自粛要請を受け左記の議案につきまして書面承認を行いました。令和2年5月26日時点の会員数209名に対し、承認141名（委任状28名、FAX・メール返信113名）と過半数を満たしており、総会決議案は可決となりました。

また、総会後に予定しておりました全体研修の中止に伴い、令和2年度の年会費は、特例として徴収せず研修再開の際、資料代として徴収する形にて予算修正を行いました。

会長には、前年度に引き続き、三恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏が留任されました。

- 議案第1号 令和元年度事業報告
- 議案第2号 令和元年度収支決算書
- 議案第3号 令和2年度事業計画・事業予算
- 議案第4号 令和2年度役員改選（会長選出）

留任

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」（広報誌表紙に掲載）は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めています。この難局を乗り越えるために、この思いを皆で持つことで大きな力となり、道を切り拓いていくものとなるでしょう。



令和２年度 さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

「社会的使命と自己研鑽を協会活動を通じて意識を高め合うことを目標として実施していく。」

	主な事業	内 容	実施予定
1	通常総会	令和元年度事業報告及び収支決算 令和２年度事業計画及び収支予算	5月16日
2	会議		
	執行部会	会務の執行の統括・その他の決定に関すること	随時
	運営実務	研修・ネットワーク推進委員会 全体研修・地区活動（研修）・施設活動（研修）の統括 日程、会場、講師等の調整に関すること	5月 6月 9月 11月
		広報委員会 協会活動（研修）等を把握し、協会の普及・PR活動に関すること ホームページ管理更新・広報誌の発行（年4回予定）	随時 6月 9月 12月 3月
		事務局 協会会員管理・事務管理・その他に関すること	随時
	委員会	総会施行・本会の運営に関する事項について	6月 8月 10月
		在宅ケアマネ委員会 活動（研修）の企画・調整を行い区内会員への連絡に関すること	随時
		地域活動・全体研修打ち合わせ	
		施設ケアマネ委員会 施設活動（研修）の企画・調整を行い会員への連絡に関すること	6月 8月 1月
	その他	さいたま市「介護の日フォーラム」企画会議 さいたま市社会福祉協議会 さいたま市内研修実施機関連絡会 大宮医師会 大宮包括ケアネット会議 浦和医師会 浦和地区在宅医療・介護連携推進会議 さいたま市地域包括支援センター運営協議会 さいたま市（各区）地域包括支援センター連絡会 さいたま市（各区）地域包括支援センター地域支援会議 さいたま市社会福祉審議会 ・高齢者福祉専門分科会 ・高齢者福祉計画等検討協議会作業部会 さいたま市高齢者生活支援推進協議会	随時
3	研修	全体研修 「基調講演」…演題・「未定」 アロハ太郎氏・村田綾氏 「居宅・施設ケアマネ合同研修」災害時について さいたま市 「事例検討会」 グループワークでケアプランの考え方 協会役員 ACP「人生会議について」学習もしばなゲームをしてみませんか 浦和医師会 松本様 「アンガーマネジメント」あなたの心どこにいきますか アンガーマネジメント協会講師 さいたま市交流研修「報酬改定について」 さいたま市	5月16日 7月 9月 11月 1月 3月
		地域活動 随時開催	随時
		施設ケアマネ活動・研修 施設ケアマネ活動 検討中 施設ケアマネ研修 検討中 施設ケアマネ研修「講義」 （講師 峯尾 武巳氏）	8月 10月 2月
		協賛研修 さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 その他団体	随時
4	その他の事業	さいたま市「介護の日フォーラム」への参加 各医師会等 医療機関との会議 その他、必要と判断した場合	11月8日 随時

さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることに より、介護支援業務の円滑な推進に資することを 目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、 次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであつて第2条の目的に賛同する者とする。

(1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護

支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。

(2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであつて第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあった場合

(抛出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出品は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 事務局長 1人
 - (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1人
 - (5) 広報委員長 1人
 - (6) 事務局次長 1人
 - (7) 研修ネットワーク推進副委員長 3人
 - (8) 広報副委員長 1人
 - (9) 研修ネットワーク推進委員 10人以上
 - ① 在宅ケアマネ研修委員 10人以上
 - ② 施設ケアマネ研修委員 2人
 - ③ ネットワーク推進委員 4人以上
 - (10) 広報委員（広報誌・議事録・ホームページ担当） 4人以上
 - (11) 事務局（会員管理、会計、総務） 各1人
- 2 本会の役員は、総会において会員（賛助会員を

含む）の中から選出された者とする。

3 会長は役員会にて選出され、総会で承認する。

4 副会長、事務局長、事務局次長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各委員会副委員長並びに委員、事務局次長及び事務局担当を会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2人とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき、会長に事故があるとき、会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。また、会の運営を円滑に遂行することを目的に、副会長2名は、運営・実務と事務・総務を分担化しそれを統括する。

3 事務局長は、本会の事務統括者である副会長と協働し会員、会計、事務・総務全般における運営業務を管理する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(8)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネットワーク推進副委員長、研修ネットワーク推進委員とともに、研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行うほか、行政、各諸団体等の連携を図る。又、役員並びに協会員等より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会にて協議の上、研修計画の調整及び把握に努めるとともに、本会の運営・実務統括者である副会長と協働し、その

運営業務を管理する。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。職務については①会議録の作成、②広報誌の発行、③ホームページ等を管理し、本会の運営・実務統括者である副会長と協働により、協会の普及・PR活動に努める。

7 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員が、転居や退職等のやむを得ない事情により役員を辞任した場合は、前任者の残任期間に限り、欠員となった役員を前任者又は役員の推薦を経て、会長が任命できるものとする。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市西区宝来86-1敬寿園宝来ホーム内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要とき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX

番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、平成30年5月19日から施行し、平成30年4月1日から適用とする。

附 則

1 この会則は、令和元年5月18日から施行し、平成31年4月1日から適用とする。

さいたま市介護支援専門員協会

Saitamashi City Care Manager
Society

トップページ

会長挨拶

協会会則

事業計画

研修・活動報告

収支予算

収支決算書

さいたま市介護支援専門員協会

さいたま市介護支援専門員協会では、

介護支援専門員の資質の向上と
ネットワーク化を図ることにより、

介護支援業務の円滑な推進に
資することを目的に活動しています。



さいたま市介護支援専門員協会 ロゴマーク

ロゴマークデザイン主旨/

「人」が支えあい皆で力を合わせ色とりどりの幸せの花をさかせよう、とのイメージです。
さいたま市各区の十色を使用し「ネットワークの和」という意味も込めています。

「介護保険最新情報」「社会保障審議会（介護給付費分科会）」の内容について、随時更新しています。特に「介護給付費分科会」では、令和3年4月介護保険制度改正に向けた内容が掲載されていますのでご覧ください。

【介護保険最新情報】

厚生労働省から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された内容について掲載しています。

【社会保障審議会（介護給付費分科会）】

厚生労働省の諮問機関として、有識者、業界団体の代表、自治体の代表などによって構成され、介護報酬の改定内容等について議論を行っています。



昨年度より、「研修資料」を事前にホームページへ掲載しています。今年度もホームページへ掲載していきますので、印刷、研修資料ご持参の上、研修会にご参加くださいますようご協力をお願いいたします。

令和2年度初回の広報誌は「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。

事務局

〒331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来 86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 048-620-0600 FAX 048-620-0601

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索